

取手市より介護保険料額改定のお知らせ



令和6年3月、取手市は「取手市第10期高齢者福祉計画・取手市第9期介護保険事業計画」(以下、第9期計画)を策定しました。「住み慣れた地域で健康・幸福にらせるまちの実現」を基本理念に施策を展開していきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料を決定しました

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料基準額等を、第9期計画の策定に合わせ決定しました。令和6年度から令和8年度の保険料所得段階を13段階とし、保険料基準額は前計画期間と変わらず月額5,000円としました。今後、後期高齢者が増加し介護保険給付費の増加が想定されることから、一部の所得段階において基準額に対する割合を見直しました。

令和6年度から令和8年度における保険料基準額 5,000円(月額)

(参考)全国平均は6,225円、茨城県内市町村の平均は5,609円(月額)です

【所得段階別保険料】

介護保険料は本人や世帯の市町村民税の課税状況や所得金額などに応じて13段階に所得段階を区分し、各所得段階の保険料は基準額をもとに決まります。

所得段階	改定前年額保険料 (月額保険料)	所得段階	対象となる方	基準額に対する割合	改定後年額保険料 (月額保険料)	
第1段階	18,000円(1,500円)	第1段階	・生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者 ・市町村民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者	基準額×0.285	17,100円(1,425円)	
第2段階	27,000円(2,250円)	第2段階	本人が市町村民税「非課税」 非課税世帯	本人の前年の「合計所得金額」と「公的年金等収入額」の合計金額が年額80万円以下の方	×0.450	27,000円(2,250円)
第3段階	42,000円(3,500円)	第3段階		本人の前年の「合計所得金額」と「公的年金等収入額」の合計金額が年額80万円超120万円以下の方	×0.685	41,100円(3,425円)
第4段階	51,000円(4,250円)	第4段階		本人の前年の「合計所得金額」と「公的年金等収入額」の合計金額が年額120万円超の方	×0.850	51,000円(4,250円)
第5段階	60,000円(5,000円)	第5段階	本人が市町村民税「課税」 課税世帯	本人の前年の「合計所得金額」と「公的年金等収入額」の合計金額が年額80万円以下の方	×0.850	51,000円(4,250円)
第6段階	66,000円(5,500円)	第6段階		本人の前年の「合計所得金額」と「公的年金等収入額」の合計金額が年額80万円超の方	基準額	60,000円(5,000円)
第7段階	75,000円(6,250円)	第7段階	本人が市町村民税「課税」	本人の前年の「合計所得金額」が120万円未満の方	×1.100	66,000円(5,500円)
第8段階	81,000円(6,750円)	第8段階		本人の前年の「合計所得金額」が120万円以上210万円未満の方	×1.300	78,000円(6,500円)
第9段階	87,000円(7,250円)	第9段階		本人の前年の「合計所得金額」が210万円以上320万円未満の方	×1.500	90,000円(7,500円)
第10段階	93,000円(7,750円)	第10段階		本人の前年の「合計所得金額」が320万円以上420万円未満の方	×1.700	102,000円(8,500円)
第11段階	99,000円(8,250円)	第11段階		本人の前年の「合計所得金額」が420万円以上520万円未満の方	×1.900	114,000円(9,500円)
第12段階	105,000円(8,750円)	第12段階		本人の前年の「合計所得金額」が520万円以上620万円未満の方	×2.000	120,000円(10,000円)
第13段階	111,000円(9,250円)	第13段階		本人の前年の「合計所得金額」が620万円以上720万円未満の方	×2.100	126,000円(10,500円)
第14段階	117,000円(9,750円)	第14段階	本人の前年の「合計所得金額」が720万円以上の方	×2.200	132,000円(11,000円)	

軽減措置について 第1段階から第3段階の保険料には、公費(国・県・市の負担)を投入し基準額に対する割合を軽減する措置を講じています。

裏面もご覧ください